

# 傷病手当金・出産手当金の計算方法の改定について

## ■ 法改正の概要

### ➤ 傷病手当金（法第99条第2項）

1日につき、傷病手当金等の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額とするものとする。

ただし、直近の継続した期間が12ヵ月に満たない場合は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額とする。

- ① 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
- ② 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(※)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額

※ ITS 健保における「支給を始める日」が

平成27年4月1日～平成28年3月31日(平成27年度)は 平成26年度の平均額 410千円

平成28年4月1日～平成29年3月31日(平成28年度)は 平成27年度の平均額 380千円

平成28年3月まで		平成28年4月から	
給付日額	標準報酬月額の 1/30の2/3	給付日額	支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額の平均額の 1/30の2/3

### ➤ 出産手当金（法第102条第2項）

出産手当金の支給について、傷病手当金の支給に係る規定を準用するものとする。

### ➤ 出産手当金と傷病手当金等との調整（法第103条）

出産手当金を支給する場合は、その期間、傷病手当金は支給しない。

ただし、出産手当金の額が傷病手当金より少ないときは、その差額を支給する。

## ■ 健康保険法改正内容の一部に関する Q & A

Q1. 傷病手当金の額の算定方法については、「支給を始める日」の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均することとされているが、一旦傷病手当金の額を決定すれば、その後標準報酬月額の変動があったとしても、傷病手当金の額は変更しないということか。

(A1)

傷病手当金の額はその支給を始める日において固定されることとなるため、その後に標準報酬月額の変動があっても額は変更しない。

ただし、平均の算定に用いた標準報酬月額を遡及して修正する必要が生じた場合は、傷病手当金の額についても修正される。

### ● 支給開始後に標準報酬月額の変動があった場合

- ・平成26年の定時決定以降、標準報酬月額は300千円
- ・支給開始後、9月に定時決定で標準報酬月額が170千円に下がった場合  
⇒傷病手当金の額は「支給を始める日」において固定されるため、300千円のまま変更しない

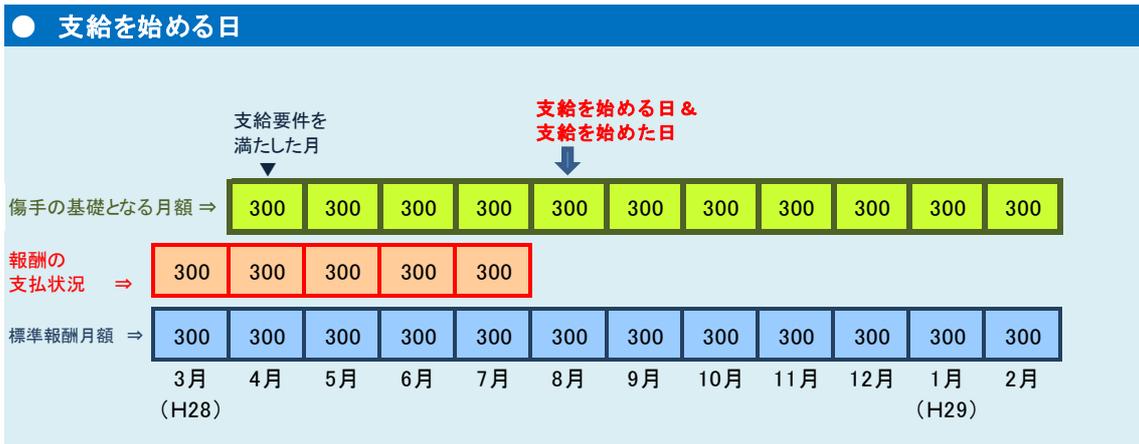


Q2. 「支給を始める日」とは、実際に傷病手当金の支給を始める日を指すのか。

(A2)

「支給を始める日」とは、それぞれの保険者において実際に支給を始める日となる。

したがって、報酬等との併給調整により結果として傷病手当金の支給がない期間を経て支給が開始される場合は、その開始日が「支給を始める日」となる。



支給を始める日	傷手日額が固定される基準日(第99条第2項)
支給を始めた日	法定期間(1年6月)の起算日(第99条第4項)

Q3. 傷病手当金の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとされているが、この場合の「支給を始めた日」はいつになるのか。

(A3)

支給期間(1年6月)の起算日は、あくまで1つの疾病等について実際に支給を始めた日であり、保険者が変わっても、該当する傷病手当金の支給を始めた日となる。

Q4. 傷病手当金受給中に保険者を異動し、同一の傷病について新たに加入した保険者から傷病手当金の支給を受ける場合は、新たな保険者において傷病手当金の額を再度算定する必要があるか。

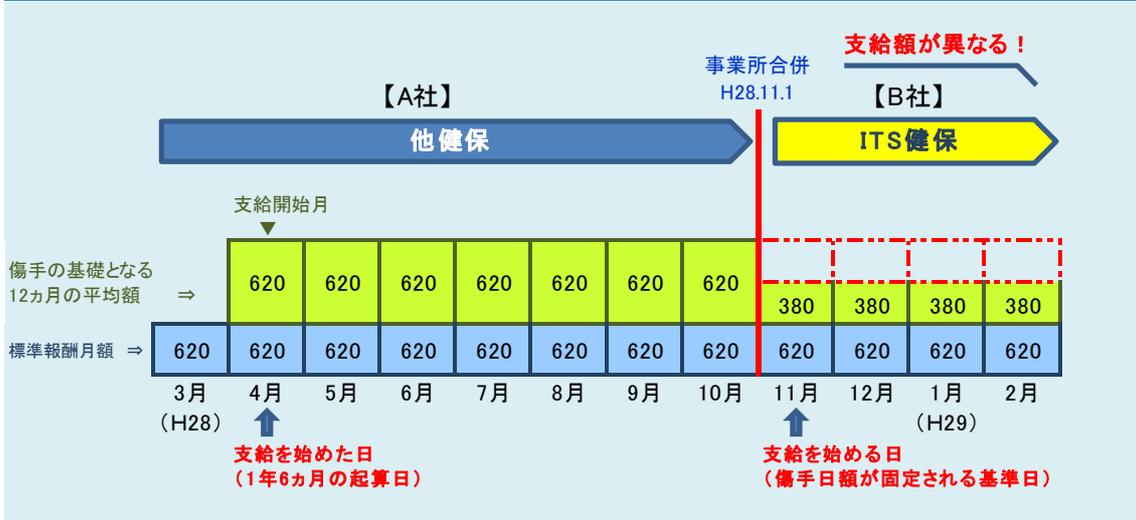
(A4)

「支給を始める日」は保険者ごとに決まるものであるため、**保険者が変わった場合は、新たな保険者において傷病手当金の額を再度算定する。**被保険者資格の喪失及び取得により保険者を異動する場合に限らず、事業所の編入により保険者を異動する場合も同様である。

● 保険者に変更がないケース



● 保険者に変更があるケース



【 解説 】

ITS 健保においては、標準報酬月額が定められた期間が 12 ヶ月に満たないため、第 99 条第 2 項ただし書きの規定により、620 千円と 380 千円を比較し、少ない方の額である 380 千円となる。

ITS 健保の「支給を始める日」が

- 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日(平成 27 年度)は 平成 26 年度の平均額 410 千円
- 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(平成 28 年度)は 平成 27 年度の平均額 380 千円

Q5. 直近の継続した12か月以内に被保険者資格の取得喪失があった場合、どの期間の標準報酬月額を平均の算定の対象に用いるか。

- ① 保険者が変わった場合
- ② 適用事業所は異なるが、同一の保険者に所属している場合

(A5)

被保険者が現に属する保険者等により定められた標準報酬月額が対象であるため、

- ① 保険者が変わった場合は、直近の継続した12か月の平均の算定に前保険者の期間は用いない。新たな保険者において傷病手当金の額を再度算定する。
- ② 保険者が同一の場合は平均の算定の対象となる。

### ① 取得喪失の前後で保険者が変わるケース



### ② 取得喪失の前後で保険者が変わらないケース



Q6. 法第 104 条の規定により被保険者であった者が資格喪失後の継続給付を受ける場合において、被保険者期間中は報酬との調整により傷病手当金の支給が停止されていたときは、当該被保険者の資格を喪失した日から傷病手当金の支給を始めることとなる。

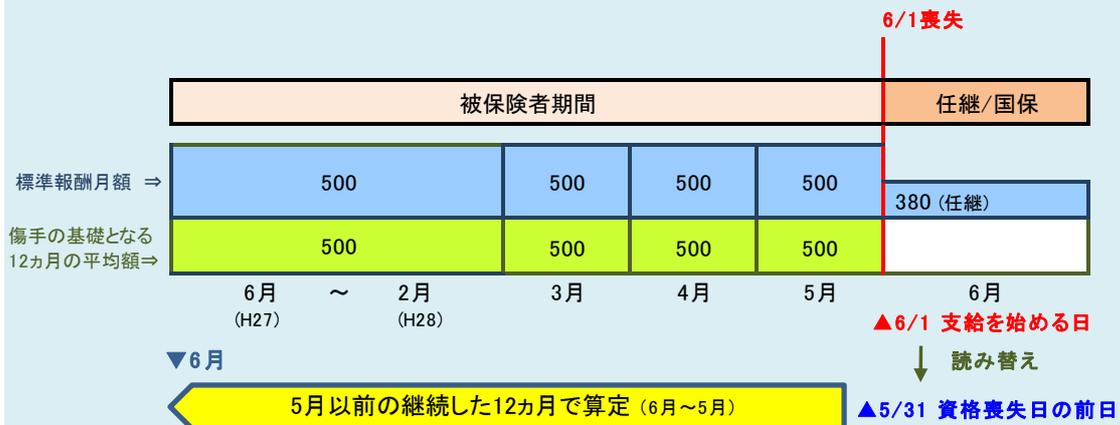
この場合において、当該被保険者が任意継続被保険者となる時、または被保険者の資格喪失した日において国民健康保険に加入したときは、どの標準報酬月額を用いるのか。

(A6)

被保険者(任意継続被保険者を除く。)の資格喪失日以後に傷病手当金の支給を始める場合は、「傷病手当金の支給を始める日」を「被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、被保険者資格を喪失した日の前日において当該被保険者が属していた保険者等により定められた標準報酬月額を、平均の算定に当たって用いることとする(すなわち、強制被保険者期間中の標準報酬月額を用いることとなる)。

● 支給開始日が資格喪失日(任継/国保取得日)以降である場合

・「支給を始める日」を「資格喪失日の前日」に読み替える ⇒ 「資格喪失日の前日の標準報酬月額」を用いる



Q7. 直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額について、被保険者が現に属する保険者において任意継続被保険者である期間が含まれているときは、当該期間の標準報酬月額も平均の算定に用いてよいか。

(A7)

同一保険者内の任意継続被保険者期間中の標準報酬月額についても、平均の算定に用いることとする。

ただし、Q6の場合において、喪失後の継続給付を受ける場合は、法第104条の規定により、「被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者」が要件となっていることから、任意継続被保険者期間中の標準報酬月額を用いるケースはない。

#### ● 直近12カ月に任継期間が含まれる場合



Q8. 平成 28 年 4 月 15 日に「平成 28 年 3 月 15 日～平成 28 年 4 月 14 日」の分としての請求があった場合は、平成 28 年 4 月 1 日を境に算定方法が変わるといふことによいか。

(A8)

平成 28 年 4 月 1 日(施行日)を境に算定方法が変わる。

- ・平成 28 年 3 月 31 日までの給付 ⇒ 改正前の算定方法による。
- ・平成 28 年 4 月 1 日以降の給付 ⇒ 改正後の算定方法による。

傷病手当金は日単位で支給するものであるため、3 月 15 日～3 月 31 日の分は改正前の算定方法により額を決定し、4 月 1 日～4 月 14 日の分は、改正後の算定方法により額を決定することとなる。



Q9. 傷病手当金の支給期間中に出産手当金の支給事由が発生した場合は、それぞれの「支給を始める日」を基準に支給額を算定するため、傷病手当金の額と出産手当金の額が異なることがあり得るのか。

(A9)

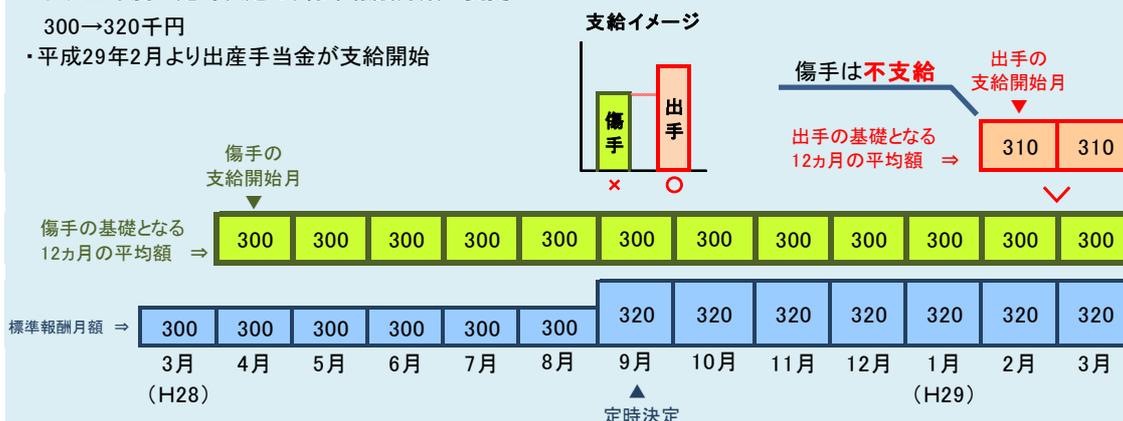
法第103条第1項の規定により、出産手当金の額の方が多ければ、その期間傷病手当金は支給しないこととしている。ただし、出産手当金の額の方が少ない場合は、傷病手当金との差額を支給することとしている。

傷病手当金、出産手当金の請求に対して、それぞれの「支給を始める日」を基準に支給額を算定する。

- 出産手当金 > 傷病手当金 ▶ 傷手不支給
- 出産手当金 < 傷病手当金 ▶ 傷手差額支給

### ● 出産手当金の額が傷病手当金の額より多い場合

- ・平成26年度の定時決定以降、標準報酬月額が300千円
- ・平成28年4月1日より傷病手当金の支給開始
- ・平成28年度の定時決定で、標準報酬月額が変更  
300→320千円
- ・平成29年2月より出産手当金が支給開始



### ● 出産手当金の額が傷病手当金の額より少ない場合

- ・平成26年度の定時決定以降、標準報酬月額が300千円
- ・平成28年4月1日より傷病手当金の支給開始
- ・平成28年度の定時決定で、標準報酬月額が変更  
300→260千円
- ・平成29年2月より出産手当金が支給開始



(平成28年2月事務説明会資料抜粋)